

第2回しあわせを伝えよう！絵てがみ募集事業実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この実施要領は、第2回しあわせを伝えよう！絵てがみ募集事業実施に係る業務を受託する者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務名

第2回しあわせを伝えよう！絵てがみ募集事業実施業務

3 委託業務の概要

別紙「第2回しあわせを伝えよう！絵てがみ募集事業実施業務委託仕様書」のとおり。
なお、仕様書の内容は、今後変更する可能性があります。

4 委託契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

5 委託業務に関する予算額（契約上限額）

6,760,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※上記予算額は、契約時の予定額を示すものではありません。

6 委託業者選定方法

この事業の業務委託者の選定方式は、プロポーザル方式とします。受託を希望する方は、別に定める企画提案書等により提案してください。

プロポーザルの申込みがあった事業者から提出された企画提案書等の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託契約候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担となります。

7 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同企業体」という。）とします。

（1）法人等

- ①優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- ②富山県庁または高志の国文学館で行う打合せに常時参加できる体制をとれる者であること。
- ③プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- ④宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

- ⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑦本件業務提案書等の提出日までにおいて、富山県の指名停止または指名保留の措置期間中でない者であること。
- ⑧本件業務提案書等の提出日までにおいて、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- ⑨銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- ⑩次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

(2) 共同企業体

- ①共同企業体の代表者が、(1)①～(1)③に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ②各構成員が(1)④～(1)⑩に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ③共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④各構成員が、本プロポーザルに参加する法人等又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑤次の事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置	コ 解散後の瑕疵担保責任	
サ 取引金融機関	シ その他必要な事項	

8 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記7に定めた資格要件が備わっていないとき。
- (2) 内容の異なる複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) この他不正な行為があったとき。

9 プロポーザル参加申込手続

プロポーザルへの参加を希望される方は、下記により提出ください。

- (1) 提出書類 企画提案参加申込書（様式1）
- (2) 提出形式 PDF
- (3) 提出期限 令和7年4月18日(金)17:00（必着）
- (4) 提出場所 富山県生活環境文化部高志の国文学館（連絡先は、「16」を参照）
- (5) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達の確認をお願いします。）
- (6) その他 事情により参加を辞退する場合は、4月25日（金）までに、辞退届（様式任意）を提出ください。

10 企画提案書等の提出手続等

企画提案書等は下記により提出してください。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式任意）

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ・業務実施方針
- ・実施概要
- ・業務フロー図
- ・展示実施までのスケジュール
- ・業務実施体制

②経費見積書(委託業務に係る概算経費見積)（様式任意）

プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。（円未満切捨て）

③参加者の概要がわかる資料（任意様式。会社概要パンフレット等）

共同企業体の場合は、各構成員の概要がわかる資料も提出してください。

- (2) 提出形式 PDF形式
- (3) 提出期限 令和7年5月2日(金)17:00（必着）

- (4) 提出場所 富山県生活環境文化部高志の国文学館（連絡先は、「16」を参照）
- (5) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達の確認をお願いします。）
なお、ファイルの合計容量が20MBを超える場合は事前にご連絡ください。

11 企画提案書に関する質問の取扱い

企画提案書の提出に係る質問については、下記により提出ください。

- (1) 提出書類 質問書（様式2）
- (2) 提出期限 令和7年4月18日(金)17:00（必着）
- (3) 提出場所 富山県生活環境文化部高志の国文学館（連絡先は、「16」を参照）
- (4) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達の確認をお願いします。）
- (5) 回答方法 令和7年4月23日(水)までに参加者の独自企画に関わることなどを除き、富山県ウェブサイト内の、本実施要領を掲載しているページにて公開します。

12 企画提案書等の評価

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査（書面審査）を行い、契約候補者を選定します。提案者が1者の場合であっても、審査を実施しますが、この場合は、評価基準点(30点以上)を満たしているかどうかで選定の可否を決定します。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 選定結果の通知

審査結果は、参加者に書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を富山県ウェブサイトの「公募型プロポーザル」ページで公表します。

なお、審査結果に関する質問については回答しません。

13 契約手続き等

県と契約候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結します。仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとなります。

14 その他

- (1) 事業の実施に伴うコンテンツの著作権については、県に帰属することとし、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとします。
- (2) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が認めた場合に限り第三者へ委託、または請け負わせることができます。

- (3) 本事業は国の交付金を活用する事業であるため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があります。会計関係帳簿等の事業に係る書類は、委託業務が終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければなりません。

15 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 参加申込み・質問受付期限 | 4月18日（金）17時 |
| (2) 質問への回答 | 4月23日（水） |
| (3) 参加辞退届提出期限 | 4月25日（金）17時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 5月 2日（金）17時 |
| (5) 審査結果通知 | 5月中旬 |
| (6) 契約締結 | 5月下旬 |

16 提案書等の提出先、本件についてのお問い合わせ先

〒930-0095 富山市舟橋南町2-22

富山県生活環境文化部高志の国文学館 棚辺

TEL 076-431-5492 FAX 076-431-5490

EMAIL akoshinokuni@pref.toyama.lg.jp